

一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部

CIPFA Japan ジャーナル 編集規則

改訂 2021年10月20日

改訂 2019年 1月13日

改訂 2018年 2月15日

改訂 2016年 8月15日

設定 2016年 1月15日

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部（略称：CIPFA 日本支部）の定款第47条に基づき、CIPFA Japan ジャーナルの編集に関する基本的事項を定めることを目的とする。

2 CIPFA Japan ジャーナルの編集発行等に関する一切の業務は、編集委員会が担うものとする。編集委員会に関することは、別途、編集委員会細則に定めるとおりとする。

(投稿資格)

第2条 投稿者は、CIPFA 日本支部の会員（以下「会員」という）でなければならない。

ただし、編集委員会委員長が特に依頼した場合は、この限りではない。

2 共同執筆の場合は、少なくとも1名が会員であり、その会員が主導する研究（第一著者）であることを要する。

3 投稿しようとするものは、投稿整理票によって編集委員会へ申し出なければならない。

(投稿の言語)

第3条 日本語または英語とする。

(査読)

第4条 査読論文については、CIPFA Japan ジャーナル 査読細則に定めるものとする。

(投稿内容)

第5条 投稿内容は、公共部門（地方自治体・大学・医療・非営利組織等）に関する監査、会計、内部統制、財務管理とその関連研究に関する「特集」「論文」「査読論文」「CIPFA 本部報告」「委員会部会報告」「実務ノート」その他とし、未刊行かつ他誌に投稿中でな

いものに限る。

- 2 「査読論文」「実務ノート」以外のものは、編集委員会からの依頼によるものとする。
- 3 査読論文は、査読者による査読結果を参考にして掲載の可否を編集委員会委員長が決定する。また、掲載に際して、編集委員会委員長から修正を求めることがある。
- 4 査読論文の投稿者は、投稿にあたり、所要の事項を記載した別添の「投稿整理票」および概ね 400 文字以内の要約とともに、タイトル、氏名、所属を日本語と英語で表記し、論文等を電子媒体で編集委員会に提出するとともに（原則として電子メールでの送付とする）、支部事務局にも送付しなければならない（メールと送付ともに締切日に必着を提出要件とする）。
- 5 査読論文の分量は、図表を含めて、日本語の場合は、12,000 字、英語の場合は、6,000 語程度を上限とする。ただし、編集委員会委員長が認めた場合はこの限りではない。
- 6 「実務ノート」に関する決定は、都度、編集委員会で行うものとする。

（掲載された論文等に関する著作権、公開等）

第 6 条 掲載された論文等の著作権は、CIPFA 日本支部に帰属するものとする。掲載された論文は、日本支部と共同創設者のホームページを介して、広く社会に公表する。

- 2 教室等における無料配布資料として複写することは差し支えない。
- 3 執筆者は、本誌刊行後当該論文等の全部ないし一部を他の著作物、電子媒体等に転載、公開することができる。その場合、執筆者（共著者がいる時は代表の著者 1 名）は、事前に文書または電子メールで編集委員会に届け出て許可を得るとともに、複製物あるいは転載された著作物等に出典（本誌名、号、頁）と著作権者名（CIPFA 日本支部）を明記しなければならない。
- 4 著者所属機関等の第三者から、Web サイト（機関リポジトリ等）等において本誌掲載の論文等の複製、配布、公開等に係る著作権の利用許諾申請があった場合は、編集委員会において審議し、適当と認められたものについてその利用を許諾する。ただし、その場合は著者（共著者がいる時は代表の著者 1 名）の承諾を得るものとする。

（論文等の執筆に関する著作権、守秘義務等）

第 7 条 論文等の執筆において引用する図表等の著作権に関する諸問題は、執筆者の責任において処理する。

- 2 執筆者が論文等の作成に使用するデータや情報に関するリサーチサイトとの守秘義務上の諸問題は、執筆者の責任において処理する。

(論文等の取扱い)

第8条 編集委員会は、CIPFA 日本支部のメーリングリストによって会員に対して「査読論文」「実務ノート」の執筆意思を確認する。所定の期日までに論文等の送付が無かったものについては、執筆の意思がないものとする。

- 2 提出された論文等は返却しない。
- 3 論文等執筆に係る諸費用はすべて執筆者の負担とする。

(査読論文と実務ノートの提出の締め切り)

第9条 査読論文と実務ノートの締め切りは、メーリングリストを通じて、原稿の募集を開始して以降、90日以内の日とする。

(発行日)

第10条 毎年1回、原則4月とする。ただし、編集委員会委員長がこの日程を変更する場合には、この限りではない。

(校正)

第11条 掲載論文等の執筆者校正は、初校のみとする。また、校正は明らかな誤字脱字等の修正にとどめるものとする。これに反した場合には、編集委員会委員長は論文の掲載を取り消すものとする。

(原稿料等)

第12条 原稿料はなしとする。ただし、日本支部長が認めた場合には、この限りではない。

- 2 執筆者には、掲載論文等の掲載誌3部を進呈する。抜刷は配布しない。

(投稿規則の改定)

第13条 本投稿規則の改定は、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本規則は2021年10月20日より有効とする。

(投稿先と連絡先)

第14条 論文等の投稿先と連絡先は、以下のとおりとする。

〒658-0001

神戸市東灘区森北町 1-7-13 ARK 玉谷 306

一般財団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部

ジャーナル編集委員会

電子メール：

編集委員会委員長： [ishihara@cipfa.jp](mailto:ishihara@cipfa.jp)

事務局： [cipfa.japan@ares.eonet.ne.jp](mailto:cipfa.japan@ares.eonet.ne.jp)

別添

「査読論文」「実務ノート」投稿整理票

執筆者氏名（ふりがな）	
所属	
役職・資格	
連絡先住所	〒
電話番号	
電子メールアドレス	
その他連絡事項	